



史林

第十七卷 第一號

(通卷第六十五號)

昭和七年一月發行

研究

テイベリウス・グラックスの運動に就いて

井上智勇

或る指導者に導かれた社會運動の形態の一規定原理として、其指導者の個性が認めらるべきは言ふ迄もない。併し其運動が指導者の活動によつてのみ發現したとも考へられぬ。一般に文化運動が人間の自覺と其れに基く實踐によつて生れるものとするならば、社會運動に於ける指導者は、被指導者に比して、より明確に當該社會を認識自覺し、それに對する實踐手段を知覺せる者と言ふべく、運動そのものは、かくの如き自覺者とそれの自覺内容となる社會そのものとの辨證法的結合とその發展とに他ならぬ。社會運動一般を斯の如きものとする筆者に、テイベリウス・グラックスの運動を理解するに當り、問題となるのは、一、テイベリウス・グラックスの認識内容となり、運動の前程條件となる當

テイベリウス・グラックスの運動に就いて

第十七卷 第一號

一

該社會は如何なる性質のものであつたか、二、その社會に對するテイベリウスの態度如何、三、その運動の展開如何、といふことである。

—

我々は先づテイベリウスの社會運動の前提條件となつた、當時の社會狀態、特に國民の生活様相に注目しなければならない。

一時ローマの國運を危ふしたハンニバル戦争後、戦勝に雀躍するローマ人の前に提供されたものは華麗芳醇なヘレニズム文明であつた。十有餘年間ローマ本國內にあつて、燎原の火の如く荒れ狂つたハンニバルを漸くにして打破つた後だけに、ローマ人は擧つて此新來のヘレニズム文明を吸収し、奢侈安逸の生活に耽溺して行つた。勿論此處にローマ人と言つても、奢侈と安逸とを貪り得る者は大體に於いて貴族や富豪等、所謂社會の上層階級に屬する者に限られ、ハンニバルの爲に「家畜は奪はれ住家は焼かれ、或は破壊された」(Liv. XXXVIII. 11) 所の一般民衆の思ひもよらぬことなるは明である。

プルタルコスPlutarchusは Cato II. 1. に「カートーの農園 *ἀγρος* の近くに小やかな小屋があつた。此れは、會ては *Manius Curtius* と云ふ二度ローマに凱旋したことの將軍の所有に屬して居た。カートーは屢々此小屋を訪ね、其田畑 *κῆπος* の小さきこと、其小屋の貧弱なるを見て、最も偉大なるローマ

人であり、最も好戰的民族を討伐し、ピュルロスをイタリヤより撃退した人であるに拘らず、此小やかな地を彼自らの手で耕し、此小やかな茅屋に起居した人なる、曾ての所有者を回想するを常とした」と言つて居る。——我々はこゝに、高貴にして而も茅屋に住し、恐らくは粗衣粗食し、自ら鋤を取つて農事を樂しむ、所謂晴耕雨讀する底の脱俗の士を見る。かくの如きは倫理的判斷一般に於て既に人格高邁なる、美しき魂の所有者として、當然高く評價さるべきは言ふ迄もない。併し乍らマニウスがもし下層階級に屬せし人とするならば、恐らく彼はかくも熱き憧憬の的とはなり得なかつたであらう。斯の如き疑問が起る時、我々はカーターのマニウスを高く評價する意識の中に「マニウスが高貴な地位にある人に拘らず、かくも質朴な生活に甘じて居た」といふことが強く働いて居ることに注目しなければならぬ。且又貴族にして質朴なる生活に甘ずる者がカーター時代の一般的存在であるならば、彼の憧憬がかく故人にのみは向けられなかつた筈である。質朴生活を尊びしカーターはその心の友を現實に於てはなく過去に見出した。かく考へるならば、前記ブルタルコスの記述は、當時の貴族一般が農事を他の者に委ね、却つて奢侈逸樂に耽つて居たことを裏面より物語るものであると解すべきである。然り當時多くの貴族富豪は、或は東方風の高價な着物——中には遠くバビロニアより輸入された着物——を纏つて得々とし、或は多くの奴隸を買ひ求め、それも勞働せしめる爲のみでなく、感性的な享樂の對象として、優美な女奴隸の爲に多額の金を支拂つて居たのである。このことは、かくの

如き、當時のローマ人にとつて新奇な、所謂ヘレニズム的奢侈生活に耽溺するローマ貴族富豪に對して、何處迄もローマ傳統的の簡素な生活の中に、無上の價値を見出して居たカートーの次の如き言葉の中に、一層明に認知されるであらう。即ち彼は言つて居る。

「余は未だ百ドラクマ以上の衣服を着けたことがない。……余はビビロニヤの衣服を得るや直ちに之を賣却した。一人の奴隸に對して千五百ドラクマ以上を支拂つたことはない。何故ならば、余は柔和な又は優美な奴隸を欲せず (οὐ τρυπερῶν οὐδ' ὠρκαῶν) むしろ頑強なる者、例へば馬丁や牧者を、(ἀλλ' ἐργατικῶν καὶ στερεῶν, οἷον ἱπποκόμων καὶ βοῦδαστῶν) 必要としたからである」と。²⁾このカートーの自己の生活に對する誇の中に、我々は時代の富貴なる者の生活を窺ひ得るであらう。プルタルコスも ὁ δὲ τῆν πλείριστον αὐτοῦργίαν ὑπομένων καὶ δεῖπνον ἀφελὲς καὶ ἄριστον ἄπυρου καὶ λυγρῆν ἐσθίοντα καὶ δημοτικῶν ἀσπαζόμενος οἰκιστοῦ καὶ τὸ μὴ δεῖσθαι τῶν περὶ τῶν μάλλου ἢ τὸ κεκτησθαι θαυμαίων σπιείων ³⁾ と言つて居るのである。かくて、多數の奴隸を使役し、あらゆる仕事を彼等に委ね、身は豪壯な邸宅に住した上層階級の者が、國家全體に對する反省を缺き、むしろ自己の感性的な享樂を追ふことは自然の道であつたであらう。

プルタルコスの記述に見られる、

πάντες ἀθροῦνται τῶν γυναικῶν ἄρχοι σιν ἡμεῖς δὲ πάντων ἰαθρόωντων, ἡμῶν δὲ αἱ γυναῖκες. ⁴⁾とか、

「一匹の魚が一匹の牛よりも高價に賣買される町を救ふことは困難である」とかいふ、かのカーターの慷慨こそ、當時の上層階級の生活に對する反省を示すものである。

上層階級の如上の生活様相に對して、當時の一般下層民の生活はどうであつたか。此疑問を解明する史料は極めて乏しい。併しながら次に示す一二の事實によつて我々は當時の一般民衆の生活状態の大方を知り得るであらう。

テイヘリウスはローマのフォルムに集れる民衆の前に於て、次の如く民衆の爲に抗辯するのが常であつた。

「イタリアに住む野獸は寢床を有し、各々潛り込む爲の巢を持つて居る。然るに、イタリアの爲に或は戦ひ或は死なん者は、空氣と光との他は一物も有せず、却つて、家もなく、絶えず妻子を伴つて流浪して居る。(τά μὲν θηρία τα τῆν Ἰταλίαν νεμόμενα καὶ φωνεῶν ἕκαστὸν καὶ κοῦράϊον ἔσται αὐτῶν ἐκείστα καὶ καταδύσσει, τοὶς δὲ ὑπὲρ Ἰταλίας μαχομένους καὶ ἀπο-θνησκουσιν ἕπρος καὶ φαρτός, ἀλλοῦ δὲ οὐδενός μέρους, ἀλλ' ἄνοκoi καὶ ἀπίστου οἱ μετὰ τέλειων πλανῶνται καὶ γυναικῶν.) 戦時將軍が兵士に向つて、墳墓と神祠を敵より守れと言ふのは虚偽である。何とならば、彼等兵士の誰一人として祖先傳來の祭壇を有する者なく、此れ等多數のローマ人は誰も祖先の墓を有せず、彼等が戦ひ或は死する結果は、他の者の富と奢侈とを支持するばかりでないか。彼等は一塊の土地も持つて居ないに拘らず、世界の支

配者と言はれて居る。(καρποί τῆς ἀκόμης εἰς αὐτὴν ἀφαιρούμενοι, μὴν δὲ βίον ἰσίου οἰεῖσθαι.)⁶⁾

テイベリウスの此の演説は、其文字通りの意味に於て、當時の一般下層民衆全體の生活形態を表現せるものと言ひ得ぬかもしれない。併し多少の例外が假定し得られるとしても、それが下層民衆の大部分の辿りつゝあり、又辿らんとしつゝある形態であつたと言ふことは許されるであらう。かくの如く故郷を去つて家もなく、何處ともなく彷徨する下層民衆の増加は、Ivinius Perioch. 47—59⁷⁾ に於て知られる waffenfähige römische Bürger の數の減少に於て認め得ると思ふ。即それによれば、紀元前一四一年の此の種のローマ市民數は三二八四四二、同一三五年には三一七九三三、此れをモムゼンに徴すると、紀元前一五九年には三二八〇〇〇、同一五四年には三二四〇〇〇、同一四七年には三二二〇〇〇、同一三一年には三一九〇〇〇とある。モムゼンは平和時に於ける此の戦闘可能の市民の減少を、ein erschreckendes Ergebnis für eine Zeit tiefen inneren und äusseren Friedens⁸⁾ と言つて驚異的事實として居る。けれどもモンゼンの此の驚異は其の市民數減少それ自體にあるのでなくして、當時代を eine Zeit tiefen inneren und äusseren Friedens と觀、其の時代認識の上に此の市民の減少を理解せんとして居ることに基因する。我々は當時代に對して、モムゼンの如く、內的に又外的にも深き平和の時代とは觀ない。むしろ我々はローマ國軍の中軸をなす一般民衆の上記の如き生活上の不安、富の偏在等の中に、國家存立の上に及す影響てふ點に於て、外交關係以上の力を有する内政的不安を

見る者である。かくの如くモムゼンの視點と反對の視點より見る我々には、此の戦闘人員數の減少は驚異視されるよりむしろ當然のことと考へられるのである。即我々は、此人員減少は、前記の如き浮浪市民の増加を違つた立場に於て見たものと考へるのである。

かくの如く、紀元前二世紀特にその後半、對外的には西にカルタゴ、東に希臘、マケドニヤを征服して所謂 *κρησιος της οικουμένης* となつたローマ市民は、其生活様式の點に於ては、上下兩階級として分裂し、國家勢力の實體を薄弱ならしめて居たのである。かくの如き時代を客觀視し、實踐的意識を有する者に對しては、此時代の生活態そのものが何らかの改革を要求するものである。Cato Maiorの奢侈の禁止⁹⁾、C. Iaelius Sapiensの土地法の提案等は、此社會そのものの要求に應せんとしたものに他ならぬ。ライベリウス・グラックスの運動も亦、この改革運動精神を受け繼いだものと觀られるのである。

- (1) C. Nepos, Cato. 2; Livius. XXXIX, 6, 7.
- (2) Plutarchos (カト 3章4節) Cato Maior, IV, 3, 4, 5.
- (3) Plut. Cato Maior, IV, 1.
- (4) Ibid, VIII, 2. Vgl. Plut. Themistocles XVIII, 4.
- (5) Plut. Cato Maior, VIII, 1.
- (6) Plut. Ti. Gracchus, IX, 4, 5.
- (7) W. Kranz, Die Gracchische Bewegung, s. 3.

(8) Theodor Mommsen, Römische Geschichte, II, 2, S. 81.

(9) Plut. Cato Maior XVIII.

(10) Plut. Ti. Gr. 8.

二

ティベリウス、グラッタクスの運動が、前述の如き上下兩階級の生活様式認識を第一階程として起つたことは、前記の彼の民衆の前に於ける演説によつて知られることであるが、その運動の内容が土地問題をとりし所に、彼の認識が當時のローマ人の土地所有の状態に社會的不安の根源ありと認めたことを示すものがあり、此の彼の認識を理解する爲我々にも亦、當時のローマ人の土地所有の状態を考へしめるものがある。併し當時の土地所有状態の闡明をその史料の乏しさの爲に、我々は餘儀なく、ローマに於ける土地所有關係の歴史的趨勢認識の上に期しなければならぬ。而して、ティベリウスの問題としたものが、主として外敵征服によつて得た占領地がその大部分¹⁾である所の *ager publicus* であつたが故に、我々も亦この種の公地の歴史を尋ね、社會生活の上に如何に關係して居るかを見んと思ふ。

古來ローマは總じて農業と牧畜とを以てその主たる生業として居た。²⁾ 随つてローマに於ける富の懸隔、それに隨伴する生活様式の相異は、主として彼等の所有する土地、牧場の大小によつて規定されることは言ふ迄もない。此故に、ローマが伊太利族民諸國を征服するに随つて増加して行つた公地の

處置如何は、彼等の貧富の差の發生、擴大に最も大いなる契機となつたと考へられる。では占領による公地は如何程獲られ、如何に處置されて來たか。

Livius は Tarquinius Priscus が Collatina を征服した時、王とコルラティナよりの媾和使節とに換はされた談判を次の如き表現を以てあらはして居る。

The king asked them, "Are ye ambassadors and deputies sent by the people of Collatina to surrender yourselves and the people of Collatina?" "We are." "Are the people of Collatina their own masters?" "They are." "Do ye surrender yourselves and the people of Collatina, their city, lands, water, boundaries, temples, utensils, and everything sacred or profane belonging to them, into my power, and that of Roman people?" "We do." "Then I receive them."

リツイウスの此記述が、果して其のまゝ如實に歴史的事實であるか否かは恐らく決定し得ぬことであらう。が我々がこの記述を通して認むべきことは、ローマが他部族を征服する時、原則として該部民の所有する一切の物を要求する権利を主張したこと、及び其占領物に對する所有權は王制の下に於ても王の獨占とはなることなく、ローマ人全體の手にあると云ふ意識の存在である。此の意識こそはテイベリウスが土地を失へる民衆の爲に、公地を奪還せん⁴⁾ (avaulābēn) とすること、正當視の原理となつて居るものであることを記憶しておく必要がある。我々は當面の問題に歸らう。上述の如く、

ローマ人は一度勝利者となるや、被征服者に屬する一切の事物に對して決定的な所有者たることを原則とはすれ、此原則が其儘事實としてあらはれたることは歴史上極めて少數の場合であつて、ホフマンの認める所では、紀元前三一四年の Ausonia 征伐、第二ポエニ戰爭中ローマに叛いた Capua 討伐の場合に過ぎぬと云ふ⁵⁾。即ち多くの場合、その一部分を獲得したものであつて、共和末期かのカエサルを暗殺せしブルツスも、アツピアヌスによれば、 τῶν δὲ Παινητῶν ὑπὲρ κεραιῶν, οὐδὲ τοῦτων ἐπιστῶν τῆν ἀφρηδύτρο, ἄλλ' εἰμπερίουτρο⁶⁾。と言つて居る。而して如何程割讓せしめるかも時と場合によつて一定して居なかつたやうである。或時は敵の領土の $\frac{1}{3}$ ⁷⁾、時にはその $\frac{1}{2}$ ⁸⁾、或はその領土内の特に物産豊かな地方の $\frac{1}{2}$ ⁹⁾、或は特に頑強に抵抗せし部族には農地の $\frac{2}{3}$ を割讓せしめて居るのである。何れにしても、ローマが伊太利内部に於て、統一的な國家として發展するにつれて、その征服部族民より獲得した地 agri ex horre Capiti od. agri occupatrii 即ち之に問題として居る ager publicus は實に廣大なるものであつたことは推察するに難くはない。

此廣大なる公地はローマ市民が文字通り血と生命とによつて獲得した所のものにして、共和制羅馬の純理論上は、ローマ市民全體の總有に歸せらるべきものであつた。紀元前一八〇年、約四萬人の自由市民が Samnites の公地に殖民せられし如き¹¹⁾、或は公共の道路の敷設、公共建築の造營等に此公地を使用した如きは、ローマに於ける公地總有精神の一發露であらう。

併し乍ら、多くの場合此公地に對する國家の處置は、決して多數民衆の利益増進を圖ることなく、少數貴族富者の資本増大の傾向を助長せしめる結果を示した。國家の公地處置のうち、貴族富者をして増々その所有地を増大せしめ、經濟的力を膨脹せしめたものは、文献に見られるもののみでも決して少くはない。その一々に就いての検討は土地問題そのものの研究に残し、こゝにはその大勢を認識すれば足りる。

ager publicus が植民市民に讓渡される時、植民地に對する所有權は彼等に於て平等である爲に、實際讓渡される時、何れの地を誰が所有するかは籤によつて決定される *sorte assignatur*。¹³⁾ 植民市民に讓渡された公地 所謂 *ager colonicus* が ¹⁴⁾ *sortes* と稱せられるのはこの爲である。*sortes* は隨つてその本質上各所有者の土地の生産力に於て異質的なるものをもち、必然的に各 *sortes* 所有者の經濟的力の相違を惹起せしめるは容易に思惟されることである。而して更に *sortes* を賣買すること、抵當に入れることが許されて居るといふことは、¹⁶⁾ 富者の土地兼併の此方面に於ける可能性の存することを示し、又この法的性質が賣却、抵當等の事實が存して居たことを思はしめるものである。更に直接的に貴族富裕者の土地所有額を増大するものは、¹⁸⁾ 外敵討征に當つて勳功ありし者に對する公地の給與、國庫窮乏に於ける公地の賣却等であつて、かのハンニバル戦争直後に行はれた *triontus od. tabulus* の¹⁹⁾ 賣買は最も此の間の消息を示すものと考へる。更に大規模の資本家の土地所有は、少數企業家團に對

して國家が公地を貸與したことに觀られる。

國家は終身の耕作に經驗ある役人を有せず、又戰ある毎に増加する *ager publicus* を管理するに充分な數の官吏を使用することは出來ない。故に國家は廣大な公地を少數の企業家、又は企業家團に落札せしめ、その地の用益權を彼等に讓る。此の地の小作人、勞働者は最早國家とは間接に結びつき、直接にはそれ等の企業家又は企業家團と結びつくのである。かくの如き企業家等の投資は、或は鑛山業例へば *Silavide* に於ける瀝青採取、或は農業特にカンパニヤの農業に對して行はれたのであつた。²¹⁾

かくの如き事實は牧畜等に於ても見られることであつて、古くローマに於て、家畜一頭に對して或る金額の税を國家に納めることによつて、放牧自由であつた共同牧場 *pasca* も、牧場の増加につれて國家の手より企業家の手に渡り、畜頭税も國庫にではなく、それ等の企業家の手に納められるに至つたのである。²³⁾ 而して家畜所有者にして此の牧場に放牧せんとする者は、その家畜の數を名簿に記入せしめられ、もしその記入以上の家畜を放牧する時、國家はその企業家の爲に、*lex Censoria* に依つてその者を罪す。²⁴⁾

かくの如く、國家の内政上の種々なる施設によつて *ager publicus* は事實上國家の手を離れて少數富豪貴族の用益するものとなつて行つたのであつて、一般小農民がそれによつて抑壓されて行つたことは疑はれないであらう。

此土地所有額の相違は、ローマに於て早くより識者に意識せられ、是が改革は幾度となく繰返へされて居た。Liv. II. 41. に見られるローマに於ける最初の土地法案たる consul Spurius Cassius の *lex agraria* の失敗以來、Liv. II. 54. 迄に徹しても少くとも四つの土地法案が提出されて居る。即紀元前四八六年より四七六年迄の十年間に五度土地問題が意識せられて居るといふことは、如何に古くより土地所有關係が一方的に偏しつゝあるかを示すものである。かのリキニウス法案に於ける土地所有額の制限、家畜所有の制限 *ne quis plus quingentas iugera agri possideret.* (Liv. VI. 35.) *μόλις ποτέ*

τῶν δημάρχων εισεργουμένων ἔργων μυσία ἔχει τῆςδε τῆς γῆς πλείθρα πεντακοσίων πλείονα μυσίᾳ ποτὲ πρὸ βαρβάρων ἑατῶν πλείονα τα μείζονα καὶ πεντακοσίων τα ἑνασσοῦα. (App. h.c.l. 8.) も土地所有の一方的に偏しつゝある傾向の甚だしき、それによつて起された識者の自覺の表現たるを示すものである。此の法は從來の法案の如く、元老院によつて握りつぶされることなく立派に法として制定されたるに拘らず、ニープールも指摘せる如く、此の法の立法者自らがその子供が法定額以上の公地を所有する事を許して、此法の効果の薄弱なるを示した。²⁵⁾ 換言すればこのことは貴族富者に於て自己の利害に關する意識が法的觀念を凌駕せることを示すものであつて、かくの如き國家法をも蹂躪する迄の強き利己主義的觀念が四世紀以來のローマの貴族富者の意識の一特質をなして居るのである。而も三世紀に入つたローマは殆んど外敵との鬭争に終始しなければならなかつたことは、ローマ人の關心を完く外征に

向け、内政に對する反省の暇あらしめず、内政状態を認知する者も連続する戦争の前には如何ともなし得なかつたのである。試みに此の世紀の大戦争のみを舉示しても、二九八年より二九〇年迄の第三サムニテス戦争、二八二年より二七二年迄のタレンツム戦争、二六四年より二四一年迄の第一ポエニ戦争、二一八年より二〇一年迄の第二ポエニ戦争を數へ得べく、その間に介在する小戦役を合すればローマ人は殆んど百年間戦争で暮したと言つてよい。此連年の戦争に於ける戦時特殊税の爲に最も疲弊する者は一般農民、小商人たるは疑なく、「多數戦艦を必要としても彼等からは資金を得られず、國庫として窮乏し、遂に戦勝の曉には返金するとの條件の下に貴族や富豪に借金する他はなかつた」²⁶⁾のが紀元前二四〇年前後のローマ内部の状態であつたのである。第二ポエニ戦争にあつては戦はイタリヤ内部に於て行はれ、戦つて破れることなきハンニバルの軍は縦横無盡に荒れ廻つた。各地の農民は戦に出るか、都市に逃げ込むかの他はない。かくして各地の農地荒廢し、政府の之を憂ふる様は Liv. XXVIII. 11. に詳細に見えて居る所である。かくの如き農民がその生活の維持の爲に借金をするか、僅かでも有する土地ある時は之を賣却するは必然であつて、第二ポエニ戦争中のことなるが N. Atilius Regulus てふ者或年アフリカに遠征して居たが、元老院より翌年も引き續いて戦地に留ることを命ぜられるや、彼は歸國の許可されんことを懇願し、その理由の一として、その僅少な農地が借用人によつて奪はれたとの通知があつたからと言つて居るのもその一例である。即國權内部に向はざるを幸に

又家政の中心となる男子の不在の間に土地の掠奪さへ行はれたことを知るのである。ハンニバル戦役も終り、第二マケドニヤ戦争も終つて漸く平和が訪れて來る二世紀初頭詳しくは紀元前一七三年にコンスル L. Postumius が元老院の依頼を受けて、カンパニヤの公地が不正にも個人所有になつて居ないかと調査することゝなつたことは、當時漸く土地問題に關する反省が湧出して來たことを示すと共に、公地所有關係が政府に於て不明瞭になつて居たことを認知せしめるものである。カートーも紀元前一六七年に土地最高所有額に就いて述べ、更に *Vir landein in allem dagegen und es geht uns strafos hin.*²⁹⁾ と言つて居るのもこの爲であると考へる。

ローマに於ける貧窮農民の土地の喪失、貴族富豪の土地の兼併は以上の如き歴史の過程の上に認められ、紀元前二世紀に於ては國家權力を以てしても如何ともする能はざる事實となつて居たのである。而もそれ等土地を失へる、「戦あれば軍務に服すべき、妻子を自ら扶養すべき、——従つてその勞働に對しては奴隸のそれよりも多きを要求せざるを得ぬ——自由民は、少數の例外を除けば、軍務に服するなき、絶對に雇傭者の自由になる奴隸³⁰⁾」には就職上對抗し得ないのである。³¹⁾

かくの如く土地所有關係の、現實生活の様相の上に現はれたものが、我々が第一章に於て觀た一は安逸の、他は「光と空氣以外に一物も有せず、妻子を伴つて流浪する」ところの貧富兩階級の姿であつたのである。この土地所有關係と生活様相との直觀こそ、ティベリウスの運動を想念する第一階梯で

あつたのである。

然らば彼は如何なる立場から運動を起したのであるか、即、彼の運動に於ける指導的理念となつたものは何か、而してその理念は終始一貫したか否か、變化したとすれば如何に轉移したか。

- (1) G. Hoffmann. Der römische ager publicus vor dem Auftreten der Gracchen, I, Teil. S. 9. Kollowitz 1887.
- (2) Cicero, de officiis, 42, 150, 151.
- (3) Liv. I, 38.
- (4) Plut. Tib. Gracchus, 8.
- (5) Hoffmann, a. a. O. S. 6.
- (6) Appian. b. C. II, 140.
- (7) Dionys. v. Halikarnass. II, 35, 50.
Liv. X, 1.
- (8) Dionys. V, 60. Liv. XXXVI, 9.
- (9) Dionys. XX, 15.
- (10) Liv. VII, 1.
- (11) Liv. XI, 38.
- (12) Hoffmann. a. a. O. S. 9.
- (13) Cic ad fam. II, 20, 3.
- (14) Th. Mommsen. Staatsrecht, V, S. 147.
- (15) Mommsen, ibid. S. 149.

- (16) *ibid.* S. 149.
- (17) Dionys. V, 40. Liv. XXVI, 21.
- (18) Liv. XXVIII, 46, XXXII, 7.
- (19) Liv. XXXI, 13.
- (20) Cic. Brutus, 22, 85.
- (21) Liv. XXVII, 11.
- (22) Appian. b. c. I, 7.
- (23) Plin. n. h. XVIII, 3.
- (24) Hoffmann. a. a. O. S. 15.
- (25) Niebuhr. History of Rome. II, P. 277.
- (26) Polybios. I, 59. Liv. XXXI, 13.
- (27) W. E. Heiland, *Agricola*, Cambridge 1921. P. 139.
- (28) Liv. XLII, 1.
- (29) Gellius. n. A. VI, 3.
Robert v. Pöhlmann. *Tiberius Gracchus als Sozialreformer* (Aus *Altertum u. Gegenwart* N.F. S. 124)
- (30) Appian. b. c. I, 7.
- (31) Plat. Tib. Gr. 8.

==

テイベリウスの運動に於ける彼の指導的理念に就いて最も深き研究をなせるは前記 Pöhlmann, T-

berius Gracchus als Sozialreformer である。著者の此論文構成上最も力を竭せるは、E. Schwartz 及びその一派が、テイベリウスの運動を「その最初より革命的であつた」といふに對して、テイベリウスの態度を以て終始一貫して社會改革的であつたといふにある。

ペールマンがテイベリウスの運動當初の Motiv u. Ziel は、その Ackergesetz がローマの Agrarrecht の古き條文の Erneuerung に過ぎぬと云ふ意味に於て、又彼の態度が政治家的妥協的なりし意味に於て、決して革命的でなく、却つて一種の復古運動であつた、といふことは我々も歴史的に之を跡附け得ると思ふ。然しながら、かの M. Octavius の民衆の名に於ける免職行爲をも合法的なりと主張せんとして、「凡そ共和制都市國家に於ては、國家の主權は正しく市民會 Bürgerversammlung であつたといふ點から出發しなければならぬ²⁾」といふ純理的立場に轉換した所に、歴史事實の批判に大なる誤謬を犯したのではなからうか。筆者は本章に於てペールマン、シュヴァルツの論争に於ける問題を、テイベリウスの運動の過程を辿りつゝ考察し、テイベリウスの眞の指導理念の性質及其その變化を検討したいと考へる。

テイベリウスの土地法案が、大體に於てリキニウス法の復興たるは誰しも異論なき所である。殊に二三十年前老カトーがリキニウス法の存續せるを述べ、單に貴族や富者に對する國權の寛容によつてのみ有名無實となれるを示して居るのである。³⁾ 随つて彼の法案が決してローマ法を従來のものとは

異質なるものを以て變革せんとしたのではなく、唯、存在せる法に法としての效力を附與せんとしたに過ぎぬ。而も一方に於てテイベリウスは此の最高土地所有額の規定の實際的施行に對して、貴族富豪側より起るであらう反對を次の如き方法によつて緩和せんと迄して居るのである。即ち、

一、法律に規定されたる以上の地を所有する者よりは、その規定を超過する地は之を沒收し、その代償として、賠償金を支給す。彼等は此賠償金に對して、彼等が不正にも所有せる地を放棄し、救助を必要とする市民に讓るべし。 τούτους ἐπέλευς τιμῆν ποοκαμβάνοντας ἐμβαλεῖν ὦν ἄδικος

ἐκέλευτο καὶ παραδέχεσθαι τοὺς βομβέλιας δεσμέυους τῶν πολλῶν.⁴⁾

二、法定最高所有額以上の地を有する者も五〇〇モルゲンを自由財産として所有し、その子供二人には各々その半分を所有せしむ。

ἐξοργισίας ἀντίρρηκῃ φερούμενους τῆν ἐξάμπερον ἕνευ τιμαῆς κτήσιον ἐς αὐεὶ βέβαιον ἐκίστω πεντακοσίων πλῆθρον, καὶ πιασίῳ, οἷς εἶναι πᾶτες, ἐκίστω καὶ τούτων τὴν ἡμίσεια.⁵⁾

テイベリウスの此提案が批准され、法的實際上の力を得たならば、當時の上層階級にとつては相當の打撃たるは言ふ迄もない。随つて我々はブルタルコスの如く「不正と貪欲とに對して、未だ曾て此れ以上の寛大にして仁慈のこもれる法が規定されたことはないやうに考へる」と迄は言ひ得ずとして、この提案より觀取される妥協的政治家的態度によつて、又その法案が單に舊法の復興にあつたと

云ふ意味に於て、テイベリウスの意圖を革命的であつたとは言ひ得ないのである。テイベリウス自身の「ローマは殆んどその全領土を征服によつて獲得した。而して尙爾餘の世界を所有せんとして居る。然るに今我々に大いなる問題となるは、立派な勇氣ある多數の人を得て *si evadit* 爾餘の國々を獲得するか、無力と貪欲との爲に *si iustitiam non habuerit* 敵に奪回されるかといふことである」⁶⁾といふ言を併せ考へるならば、彼の土地法案の提出は、現實の社會組織の根柢をなす資本主義的奴隸經濟を顛覆して、新な社會組織を創建せんとしたものでもなく、又當時の上層階級の政治上の特權を一掃して、下層民衆の地盤の上に政治運用の權力を移さんとしたものでもない。又彼の下層民衆の生活様態に對する深き同情も階級的意識の上の認識ではなく、却て彼等の無力が國家發展を對象とする思惟の上に強く認識されて居るのである。ランケも

Was ihn besetzte, waren Gedanken zugleich der Macht nach aussen und der inneren Wohlfahrt,
die Idee der Welt Herrschaft.⁷⁾

と言つて居るのである。

此處に於て筆者も確信する、テイベリウスの運動の少くともその當初に於ては、シュヴァルツ等の言ふ如く革命的なるものなく、完く愛國的熱情を含む強き國家意識が存在した。而して彼はその理念を通して社會を觀、其處に見出された社會の不安は、單に、一階級の不安ではなくして、國家の存在に

關する不安であつた。換言すれば彼の意識に於ける救済後の民衆は階級としての民衆ではなくして、國家的發展の中軸となれる民衆であつたと。

テイベリウスの指導理念に就いて尙考察さるべき今一の重要な問題が存する。それは彼の理念と當時漸くローマ人の精神に喰ひ込みつゝあつた希臘思想との關係如何といふことである。

希臘思想が何時頃よりローマ人と接觸し始めたかは恐らく決定し得ぬことと思ふ。が紀元前二七二年かの希臘植民市タレンツムがローマ人に征服されし時、當市在住の希臘人アンドロニコス某がローマ市に來り、ホメロスのオデッソイスをラテン譯したと言はれてをり、三世紀の暮か二世紀の初めにクインツス、エンニウスが、エウメロスの *ἱερα ἀνυπόμηνον* をラテン語に翻譯し、同時代にプラウツスがブレモーンの *Nið þuarpá*、テモ、ヒロスの *Quayós*、メナンデルの *Δυσέμεναι* 等を典據として、Amphitrus, Asinaria, Paocliches 等の諸劇作をものしたのである。隨つて少くとも紀元前三世紀から同二世紀にかけて、それ等の書、人を通じて、希臘的思想が一部のローマ人の精神に觸れて行つたといふことは容易に首肯し得られるのである。併し紀元前二世紀前半のローマ人の希臘思想に對する態度には、尙一般的には排他的なるものが認められる。かの紀元前一五五年アテナイよりの使節としてローマを訪ねた三哲人、即ちカルネアデス、ディオゲネス、クリトラオスの三人が、その論ずる所が多く、そのローマ青少年の渴仰の的となりしに拘らず、結局ローマより去るべきことをローマ元老院より命

せられたといふことが、最も明に紀元前二世紀のローマに於ける對希臘思想の一般的情勢を示すものと言へやう。何故ならば、この退却命令は、凡そ希臘的なるもの一切を排撃し、「ローマが亡びん時そはローマが希臘文學によつて害された時である」⁹⁾との主張を有する老カートーが、元老院に於て此三哲人を退去せしむべきを要請し、その要請が元老院一同によつて受容されたに於けるからである。カートーの此要請の元老院に於ける受容は、反希臘思想家カートーと同質的思想が、ローマに於ける指導的地位にある元老院議員一同に存して居たことを我々に知らしめるものである。

さりながら紀元前二世紀前半に於ける反希臘的大勢の中にあつて、次の時代を造り出すべきローマ青少年が、かの三哲人の演説を聞くべく、大風の如く *as frevia* 押し寄せ、その辯説に魅惑し去られたといふ事實は、正しく、紀元前二世紀後半のローマ人の、對希臘思想の傾向を豫告して居ると言ひ得る。二世紀後半のローマ人には、最早その前半に於ける如き反希臘思想を觀ることは出来ぬ。彼等は今や出来得る限り希臘思想を學び、その理解に汲々たるものがあつた。恐らく二世紀後半のローマに於ける親希臘思想的傾向は、一五五年に豫示された未來の對希臘思想傾向が、一四六年希臘征服に隨伴する多數希臘出の奴隸の入羅によつて促進された結果と考へられる。かのポリビオスを中心とした所謂 *Scipionic circle* が最も此の時代の傾向を示すものであらう。

ティベリウスも亦此傾向の中に養育され、希臘思想の洗禮を受けた一人である。このことはキケロ

が、

.....An diesen lateinischen Redner, zeigt sich, wie mir scheint, zuerst jene griechische Glatte und Wortverbindung und so zu sagen, schon der kunstgerechte Stil. Von ihm waren eifriger Zuhörer zwei junge Männer von herrlichen Begabung, Gaius Carbo und Tiberius Gracchus.¹¹⁾
と語り、又、

Denn sowohl von Carbo als von Gracchus haben wir Reden, die noch nicht glänzend im Ausdrucke, aber voll Scharfsinn und Sachkenntnis sind. Gracchus hatte durch die Sorgfalt seiner Mutter Cornelia von frühester Jugend auf eine wissenschaftliche Bildung und Unterricht in der griechischen Literatur genossen. Denn stets hatte er auserlesene Lehrer aus Griechenland, unter diesen als schon heranwachsender Jüngling den Diophanes aus Mitylene, den beredtesten Griechen zu jener Zeit.¹²⁾

と言ひ、又ブルタルコスも「當時、テイベリウスをして此運動を起さしめた者は、雄辯家ディオファネスと、哲學者プロシウスとであると主張した者があつた¹³⁾」と言つて居るに因つても明である。テイベリウスが希臘の思想と接し、その訓陶を受けたことは最早疑なき事實であるが、然らば彼は希臘思想より何を學んだのであるか。此の點に就いては筆者は未だ薄學のためかそれを明にせる者を知らぬ。

恐らくそれを究明することは、前記二哲人の思想そのものを闡明ならしむべき史料の缺乏、テイベリウス自身の此れに關する告白なきこと等の爲に困難なることに屬するのであらう。然し筆者は次の如き事によつてその一端を知り得るのではないかと思ふ。即ち、テイベリウス一派が殺害されし後、プロッシウスも捕へられてテイベリウス殺害團の先頭となつたスキビオ・ナシカの前に引き出された。その時ナシカは「もしテイベリウスが卿に對してカピトルに放火すべきことを命じたならば、卿は如何にするや」と質問した。此れに對するプロッシウスの答は「萬一彼がそれを命じたとするならば、余がそれに従ふは正しいであらう。何故ならば、もしそのことが民衆の利益とならないことならば、彼はそれを命じなかつたであらうから」といふのであつた。¹⁴⁾プロッシウスの此答の中に、彼の思想が、正邪の判断原理として民衆の利益を想念して居ることより、極めて民主々義的なるものであることが知られ且、此答に於て、彼の思想とテイベリウスの思想との間に互に共鳴するものがあつたことが窺はれ、その故にテイベリウスの思想の中に民主的なるものの存在せしことが認められるのである。テイベリウスの運動當初に於ける社會に對する認識原理が窮局に於て階級的觀念を超越した國家主義であつたに拘らず、それが現象として法案提出てふ形態をとつた時、その法案の内容が著しく民衆への親愛を示して居る所以も亦こゝにあらう。されば我々は、當時ローマに於て發展せんとするヘレニズムとテイベリウスとの思想的關係は、前記の如きテイベリウスの思想内容と、かの希臘の Ostracismos にそ

の最も象徴的な具體化を示して居る希臘の民主々義的政治思想との共通性に於てその一端を理解し得られると考へるのである。言葉を易るならば、テイベリウスはその認識原理の國家主義の具體化を指導するものを、プロシウス等と接觸することによつて、希臘の民主々義的政治思想に求めて居ると言ひ得るのではなからうか。かくの如く理解する時、ランケが、テイベリウスの運動を *die erste politische Einwirkung ihrer [der röm. Republik] Kulturverbindung mit Griechenland* ¹⁵⁾ と言つて居るのも諒解し得られるやうに思ふのである。

我々はテイベリウスの運動當初に於ける思想が、希臘の政治思想と融合したる國家主義的理念をその窮局とせること、その立場に於て當時代の社會的不安定を眺めた彼の運動が、シュヅアルツの如く革命的と云ふ言葉に於て理解さるべきでなく、むしろ、當時發展した世界的勢力としてのローマの、その勢力維持のために民衆の生活を向上せしめんとしたものであり、ペールマンに藉口するならば、社會改革的であると言ふべきことを觀たのである。ではこの彼の超階級的立場はペールマンの如く最後迄持續したと言ひ得るか。

(1) Pöhlmann, a. a. O. S. 134ff.

(2) *ibid.* S. 150, 151.

(3) Gellius n. A. VI. 3.

(4) *Plut. Tib.* Gr. 9, 2.

- (5) App. h. c. I, 11.
- (6) *ibid.*
- (7) Ranke, Weltgeschichte, II, S. 218.
- (8) Plat. Cato, XII, 4.
- (9) *ibid.* XXIII, 2.
- (10) *ibid.* XXII, 2.
- (11) Cic. Brutus, 92.
- (12) *ibid.* 104.
- (13) Plat. Tib. Gr. 8.
- (14) *ibid.* 20, 4.
- (15) Ranke, a. a. O. S. 219.

四

我々は先づブルタルコスによつて彼の運動を概観しやう。

「テイベリウスが此の土地法案を提出するや貴族富豪の側からは嚚々たる反抗の聲が起り、護民官の一人マルクス・オクタヴィウスは元老院の意に随つて、此法案に對して *Veto* を投げた。抑もローマに於ては、護民官の一人が他の護民官の提案に *Veto* する時、その提案は無効となるのである。此處に於てテイベリウスは第一回の提案を撤回して、新な提案をすることとなつた。此新法案は、舊法(リ

キニウス法を指示するものと考へる)に違反せる地の即時讓渡を要請せる點に於て、彼の第一回の提案より峻嚴であつた。愈々その提案が票決される日、投票箱 *ai isparai* を隠すといふ如き、貴族富者の種々な防遏策にも屈せず、民衆は暴力に訴へても、此法案を通過せしめんとする勢を見せた。 *ou jany* *halla tou peri Tigisrou pnyfer Buiarothai synajérou kai avtopesojérou éni tothro.* 此情勢を見て *pro-consul* の *Manius* と *Fulvius* との二人がテイベリウスの許に來り、テイベリウスの此事件より手を引かんことを勸告した。テイベリウス自身も亦、恐るべき事態の惹起されんことを恐れ、此兩先輩の勸告に従ひ、事の決定を元老院に委託することとなつたのである。¹⁾

此處に注目すべきは、紀元前二世紀の絶大なる *Pitocracy* の下に完くその *handmaid* の如く抑壓されて居た民衆が、テイベリウスの運動惹起と共に、所謂「彼等の權利と自由とを要求する爲に」³⁾「暴動さへ起さんとする形勢である。テイベリウスの運動を起さんとしたのは、既に述べし如く、決して階級的運動を起さんとしたのではなく、一言で云へば、彼の目的はランケの言ふ如く一般的安寧 *das allgemeine Wohl*」⁴⁾以外の何ものでもなかつた。併し乍ら、それは民衆の意識から獨立した彼自身の理念であつて、前記民衆の傾向は、彼の理念の發現としてのその運動が、現象形態としては民衆の階級的意識の勃興を促進せしめるに至つたことを示して居る。換言すれば、一般的安寧を窮局の目的とせる彼の運動は、現實生活に苦患する民衆によつて、國家發展を齎すべきものとしてではなくて、彼等

の現實の體驗からの希望を明確なる形に於て表現されたものとして受けとられたのである。彼等に於ては、從來表現せんとして纏め得なかつたその意識が、今や自覺せられた階級的觀念に迄高められたのである。恐らく、ティベリウスの運動によつて、それが自己の生活の根柢を揺すものとして、大きな恐怖を感じ極力その運動に反抗をつゞける貴族富者も、自己の生活と民衆の生活との對立を明確に自覺したに相違ない。此の上下兩階級に階級としての自覺を高めしめた所に、ティベリウスが、彼自身の意識如何に拘らず、ローマ史上獨特の地位を有するものと言ひ得るであらう。彼の失敗後間もなく、即紀元前一三〇年ティベリウスが爲に上層階級より革命家と稱せられるに至つた原因の一なる連年就任の法的承認を要求した Quintus Cato の運動、ガイウス・グラックスの運動、ユグルタ戦争の際、貴族富豪に對する極度の憎惡を現し、ティベリウス、ガイウス兄弟の運動を引合に出して、一般民衆の階級的自覺を高めんとした Gaius Memmius の演説、⁶⁾「紀元前九一年に護民官となり、グラックス兄弟の思想を踏襲し、多くの法案——例へば穀物の分配、土地の分配等に關する——を提出し、その爲に暗殺されたる」⁷⁾ M. I. Drusus の運動等皆ティベリウスによつて促進されたローマに於ける階級意識の顯現せるものと考へられるのである。ローマに於ける帝政確立を、ローマの社會的變動認識の上に理解せんとするかに觀える、シャックバツロオ、ハイトランド等が、ティベリウス・グラックスの運動とローマ帝政確立との關係を觀るべきを提議せるは、⁸⁾如上の階級闘争の激甚化、それから

來る内亂、そこに生ずるローマ人の平和への翹望⁹⁾、偉大なる個性の出現の願望¹⁰⁾の過程の上に、ローマ帝政確立を理解すべきを意味するのであらう。

扱、テイベリウスの運動はかくの如く、彼の理念とは全く獨立した傾向を生んだのである。彼の思想がよし社會主義的傾向を多分に有し、その理念の現實に於ける完成が貧窮民衆を救済することを第一階梯とするとはいへ、かくも尖鋭化せる對立の何れかに與するといふことは、一般的安寧を要求して居た彼の理念に矛盾することであつた。彼が元老院へ事實の決定を依頼した理由はこゝに觀られるのである。

併しながら、彼の元老院へのこの委託が、彼の理念と矛盾せざる爲には、元老院自ら彼の意を體して土地法を規定しなければならぬ。「テイベリウスがマンリウス、フルビウスの二人の勸に従ひ、元老院に事の處置を委託せるは、決して彼の目的を放棄し、元老院の意のまゝに處置せしめんとしたのではなく、却て、元老院が事態の容易ならざるを觀て妥協的態度に出て來るだらうと豫想した爲であらう¹¹⁾」といふフルタルコス¹¹⁾の考は恐らく正鵠を得たものと考へる。併しながら、富裕者の集合たる元老院は何らテイベリウスの望を充すべきものを示さなかつた。¹²⁾此事は、經濟的なるものを問題としつゝ、實は一般的安寧と云ふ超現實的理想を追ふテイベリウスの思想に比して、元老院が飽く迄自己の經濟的利益を擁護せんとする意識に強きを示すと同時に、反抗する民衆に何處迄も對立せんとするを示す

ものである。此處に至つてティベリウスは元老院に委託することも同時に彼の理念に一致せざることを覺らなければならなくなつたのである。此理念と現實との矛盾を彼は如何に揚棄したか。

此處に彼がかのマルクス・オクタヴィウスを市民 *FORTIS*¹³⁾ の名に於いて免職したことが注目されねばならぬ。こゝに云はれて居る *FORTIS* が理論上元老院や、富豪をも含むべきは言を要せずと雖も、現象的には、リヴィウスも言つて居る如く、「元老院及富有者の意に反する *adversus voluntatem senatus et equestris ordinis*」¹⁴⁾所の貧民階級たるは明である。

一方護民官たるマルクス・オクタヴィウスがティベリウスの提案に對して *veto* したことは、假定利害に就いての意識に於ては上層階級の利益をのみ思惟した結果としても、ローマ法上は、國家の認めたる護民官としての權利の上に立つたものである。¹⁵⁾又ローマ法上護民官は、その職にある一年間は神聖不可侵なるものであつた。¹⁶⁾かくの如き憲法上の權利を帯びたオクタヴィウスの免職は、明に非憲法的行爲と見做さなければならぬ。

ペールマンが口を鹹してローマに於ける *Volkssouveränität* を主張すること¹⁷⁾は、抽象的理論に於ては正しきことながら、それを以て直ちに「民衆の利益を代表すべき護民官が、民衆の利益に反する時、最早護民官であり得ない」¹⁸⁾といふ、ティベリウスのオクタヴィウス免職に對する辯明の正當化の原理たらしめんとすることは俄に首肯し得ざる所である。少くとも「ローマに於ける一切の官吏——元老

院を含む——の権利の根柢は Volkssouveränität¹⁹⁾ であり、その故に、市民の自由意志的官吏の變更を認めんとするペールマンは、テイベリウスの辯明中に用ひた「市民」の内容を具體的に認識した者とは言ひ得ない。本来 rex に對立する populus publicum の Volkssouveränität とテイベリウスの背後にある市民の権利とは同一視することは出来ぬと考へる。後者の名に於て、元老院を背景とするオクタヴィウスの免職は、かの S.P.Q.R. の Terminologie に觀られるローマ共和國の本質を破壞するものといふべく、ポリビオスも云ふ所の²¹⁾、コンスル、元老院、民衆にそのシンボルを觀る monarchisch, aristokratisch, demokratisch な三性質の渾一體としてのローマ憲法の本質を破つて、民主的性質のみ強調するものである。もしかくの如き民衆の主權をのみ認めるならば、従來のローマ法は盡くその破壊に曝されて居ると言はねばならない。此の意味に於てペールマンの論證の根據とせるものは却て逆の結論に到達すべきである。クローマイヤーもテイベリウスのオクタヴィウス免職を、最早ローマ的思想によつては理解し得られぬことを指摘して次の如く言つて居るのである。

Die Absetzung eines sakrosankten Volkstribunen war ein unerhörter Vorgang im römischen Staate und stand mit den alten Anschauungen über das Beamtentum überhaupt im schroffsten Widerspruch. War doch gerade nach römischen Begriffen jeder Beamte, so lange er es war, unverantwortlich; erst nachher konnte er zur Rechenschaft gezogen. Die Handlung des

Gracchus dagegen war aus griechischem Geist geboren, und zwar aus dem Geiste der griechische Demokratie, die dem Volke schlechterdings alles erlaubte und die Beamtenschaft vernichtete.²²⁾

かくて我々は「メンツルと共に Sie (die Amtssetzung des Kollegen) machte Gracchus den Reformern zum Revolutionär.²³⁾」と言はんと思ふのである。而して筆者自らは、テイベリウスの改革者から革命家への轉向を、かの矛盾の揚棄として観る者である。即ち、超階級的彼の立場が現實社會との矛盾に遭遇して、階級的民衆と同一立場に立つことによつて、新な實踐的理念を獲、それに従ふ行動に於てかの矛盾を揚棄したと考へるのである。

此彼の新たな態度は、偶々當時起つた對外問題に關聯しても現はれたのである。

即ちこの年、ベルガムムの王 Attalos Philometor が死し、王は死に臨んでその全財産をローマ市民に與へるといふ遺言を残した。そこで、此の遺言をベルガムムの人 Eudemos がローマに傳へたのである。テイベリウスはこれを知るや直ちに次の如き法案を提出したのである。²⁴⁾

一、アッタロス王の金カネがローマに來らば、公地を分配されし者に——(分配額は最高三十ユゲラと稱せられる)²⁵⁾——その農園を耕作し、貯蓄する補助として與へらるべし。

二、アッタロス王國の諸都市に就いての處置は元老院に屬せず、余自ら市民の爲に法を規定すべし。我々はこの法案の後者に於て、元老院 *senatus* と市民 *populus* とが彼の觀念内容に於て明に對立

して意識されて居るのを知るのであつて、彼のこゝに云ふ市民が、前者の法案に言はれて居る所の、公地の分配を受くべき貧窮市民を意味するといふことは疑はれぬ事實と思ふ。このことはブルタルコスが、「これより彼は元老院に對して最も攻撃的であつた *ὁ μάλιστα προσέποιε τῷ Βουλῆ*」²⁶⁾と言つて居るのを觀ても明である。

要するにテイベリウスは、ローマ史の經濟的發展に伴ふ國民生活の惡化に對する強き反省と自覺を有したものであり、その初め、國家主義をその理念とする彼の運動は、希臘思想によつて理論的にも強められるのであるが、運動の進展につれてその運動はローマに於ける階級的意識を高め、彼自らはその意識へと轉向せしめられたのである。

かくの如き彼の階級的意識、上下兩階級の對立の尖銳化の上に、彼の未だローマ史上その例なき *Annität* の破壞要求、又かの内政問題の結果としては未尊有の流血の慘事も理解し得ると思ふ。

彼の死骸はテイベル河に投入されたと言ふ。彼の肉體は水と共に流れ去つたけれども、彼の生命を培つての運動によつて起された自覺は決してローマ史上に消え去りはしなかつた。この彼の思想的生命の跡づけは今後の研究に俟たねばならない。(一九三二・十二・八)

(1) *Print. Trib. Gr. 10, 11.*

(2) G. W. Botsford, *The Roman Assemblies*, N. Y. 1909, P. 346ff.

- (3) Sallust. Jugurtha, XXXI, 7. XLII, 1.
- (4) Ranke. a. a. O. S. 222.
- (5) Liv. LIX.
- (6) Sallust. Jug. XXVII, 2, XXX, esp. XXXI.
- (7) Seneca, an Marcia XVI, 3.
- (8) E. S. Shackburgh, History of Rome. Lond, 1896, p. 566.
Heiland, Agricola, P. 175.
- (9) W. T. Arnold, Studies of Roman Imperialism. Manchester 1905, p. 18.
Cicero, an Aulus Torquatus.
- (10) Cic. ibid.
- Suetonius, Divus Augustus, 94.
- (11) Plut. Tib, Gr. XI.
- (12) ibid.
- (13) Plut. ibid. XII, 1, 2. App. b. C. I, 12.
- (14) Liv. ep. 58.
- (15) App. b. c. I, 12. Plut. a. a. O. I, 12.
Mommsen, Staatsrecht, II. 3, S. 268.
- (16) Mommsen ibid. S. 275, 276.
Plut. a. a. O. I. 14. Liv. II, 55.
- (17) Pöhlmann, a. a. O. S. 150ff.

- (18) Plut. a. a. O. XV.
- (19) Pöhlmann, a. a. O. S. 150ff.
- (20) Mommsen, Staatsrecht, III, S. 300.
- (21) Polyb. VI. 11
- (22) J. Kromayer, Staat und Gesellschaft der Griechen und Römer. Leipzig u Berlin, 1923, S. 270.
- (23) Fr. Münzer, Die Entstehung des röm. Principats. Münster, 1927. S. 7, 8.
Vgl. Mommsen, R. G. II. S. 88.
Niebuhr, History of Rome. P. 286.
- (24) Plut, Tib, Gr. XIV. Florus I, XXXV.
- (25) Botsford a. a. O. P. 364, Ann. 6.